

春日市設計変更ガイドライン（案）  
（土木工事編）

令和4年4月制定

春日市

## 目次

1	ガイドラインについて	・・・ P	3
	(1) 土木工事の特徴		
	(2) 適切な設計変更の必要性		
	(3) 設計変更ガイドラインの策定		
2	設計図書の照査	・・・ P	4
	(1) 設計図書とは		
	(2) 設計図書の照査とは		
	(3) 照査内容の確認		
3	設計変更が不可能なケース	・・・ P	6
4	設計変更が可能なケース	・・・ P	7
	(1) 契約約款第 18 条第 1 項に該当する場合の手続き		
	(2) 「設計図書の照査」の範囲を超えるもの		
	(3) 発注者が変更を必要と認める場合		
	(4) 工事中止の場合		
	(5) 受注者からの請求による工期の延長		
	(6) 発注者の請求による工期の短縮		
5	設計変更に関する資料の作成	・・・ P	18
	(1) 設計照査に必要な資料作成		
	(2) 設計変更に必要な資料作成		
6	設計変更に伴う適正な措置	・・・ P	19
	(1) 設計変更に伴う契約変更手続きをその都度行うもの		
	(2) 軽微な設計変更に伴うもので、工期末の契約変更で足りるもの		
7	条件明示について	・・・ P	20
8	指定・任意の使い分け	・・・ P	23

# 1 ガイドラインについて

## (1) 土木工事の特徴

土木工事は、個別に調査・設計された多岐にわたる工事目的物を、多種多様な自然・社会・環境条件の下において施工する特殊性を有している。

このため、工事の進捗と共に、発注時に予見できない事態が起り得ることから、あらかじめ設計内容の前提条件を明示しておくことで、円滑な設計変更に備える必要がある。

## (2) 適切な設計変更の必要性

公共工事の品質確保の促進に関する法律の基本理念に「請負契約の当事者が、各々の対等な立場における合意に基づいて適正な額の請負代金等を定める公正な契約を締結すること」が示されているとともに、発注者の責務として「設計図書に適切に施工条件を明示し、必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期等の変更を行うこと」が規定されている。

なお、次のような場合は、現在施工中の工事と分離して施工することが著しく困難なものを除き、原則として別途の契約とするものとする。

- ① 変更見込金額の累計が当初請負代金額の30%を超える場合
- ② 当初契約した施工場所以外の場所での施工を追加する場合
- ③ 当初の工事目的と関係のない工種を追加する場合

## (3) 設計変更ガイドラインの策定

土木工事の施工に関しては、各種の条件変更等に伴い当初設計から変更を余儀なくされるものであることから、適切な契約変更手続きを行うとともに、発注者と受注者の役割（費用）分担を明確化し、適正な工事履行体制を確保する必要がある。

設計変更に係る業務の円滑化を図るためには、発注者と受注者がともに、設計変更が可能なケース・不可能なケース、手続きの流れ等について十分に理解しておく必要がある。

なお、設計変更ガイドラインは一般的な考え方を示すものである。

## 2 設計図書の照査

### (1) 設計図書とは

「設計図書」とは、春日市公共工事請負契約約款（以下「契約約款」という。）第1条で、「別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。」と規定されている。また、土木工事共通仕様書（国交省）では「工事数量総括表」が、更に土木工事共通仕様書（福岡県）では、「工事数量総括表」に加えて「金額を記載しない設計書」が追加されている。（以下、土木工事共通仕様書は福岡県発行の図書をいう。）

本市では、土木工事共通仕様書1-1-1-2（用語の定義）と同様に「設計図書」を「別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する回答書、工事数量総括表、金額を記載しない設計書」と定める。

### (2) 設計図書の照査とは

「設計図書の照査」とは、発注者から受領した設計図書の内容に沿って工事を実施した場合に、そのままでは工事の目的を達成できないような不備、問題点が無いか、受注者が確認することである。

具体的には、土木工事共通仕様書1-1-1-3（設計図書の照査等）に規定されているとおり、受注者が施工前及び施工途中において、自らの負担で契約約款第18条第1項第1号から第5号に該当する設計図書の問題点の存在の有無を確認することである。

なお、これらの資料作成に必要な費用については契約変更の対象とはならない。

### (3) 照査内容の確認

契約約款第18条第1項に基づいて受注者が実施した設計図書の照査内容の確認をする手段の1つとして、三者協議会を活用する方法がある。

三者協議会を開催する場合については、特記仕様書に記載するものとする。

① 三者協議会対象工事の場合

工事着手前、施工途中に開催する三者協議会を活用して照査結果を確認する。  
三者協議会の構成員は、次のとおりとする。

受注者：現場代理人、主任（監理）技術者、専門技術者等

設計者：当該工事の詳細設計を実施したコンサルタント（監理技術者、照査技術者、担当技術者等）

発注者：監督員、主任監督員、総括監督員等

② 三者協議会の対象工事でない場合

発注者と受注者間で協議を実施し、適切に照査結果を確認する。

協議会の協議事項等は次のとおりとする。

- ・受注者による、設計図書の照査結果及び疑問点等の報告
- ・発注者（必要に応じ設計者）による、受注者の疑問点等に対する回答
- ・設計者による設計思想及び施工上の留意点等の説明
- ・施工上の留意点等の確認
- ・設計、施工に係る意見交換

### 3 設計変更が不可能なケース

#### 【基本事項】

下記の場合においては、原則として設計変更には該当しない。ただし、契約約款第 27 条（臨機の措置）による対応の場合はこの限りでない。

- (1) 設計図書に定めのない事項において、受注者が、発注者と「協議」を行わず、独自に判断して施工を実施した場合。
- (2) 発注者と「協議」を行っている事項について、発注者からの回答がない状況で、受注者が施工を実施した場合。
- (3) 「承諾」により施工した場合。
- (4) 契約約款第 18 条～24 条、土木工事共通仕様書 1-1-1 3～1-1-1 5 に定められている所定の手続きを経していない場合。
- (5) 正式な書面によらない事項（口頭のみ指示・協議等）の場合。
- (6) 当初の設計図書に従って施工しても支障がない場合。
- (7) 任意仮設において、施工方法を変更する場合（ただし、現地条件に当初発注時点で予期しえなかった条件等が確認された場合は除く）。

承諾：受注者の都合により、施工方法等について監督員に同意を得るもの

協議：発注者と書面により、対等な立場で合意し発注者の「指示」によるもの

## 4 設計変更が可能なケース

### 【基本事項】

下記のような場合においては設計変更が可能である。

- (1) 仮設（任意仮設を含む。）において、条件明示の有無に関わらず当初発注時点で予期しえなかった土質条件や地下水位等が現地で確認された場合。  
（ただし所定の手続きが必要。）
- (2) 当初発注時点で想定している工事着手時期に、受注者の責によらず工事着手できない場合。
- (3) 所定の手続き（「協議等」）を行い、発注者の「指示」によるもの。  
（「協議」の結果として、軽微なものは金額の変更を行わない場合もある。）
- (4) 受注者が行うべき「設計図書の照査」の範囲を超える作業を実施する場合。
- (5) 受注者の責によらない工期の延期・短縮を行う場合で協議により必要があると認められるとき。
- (6) 共有した工事工程表のクリティカルパス<sup>\*</sup>に変更が生じ、工程の変更理由が受注者の責によらない場合で協議により必要があると認められるとき。

※クリティカルパス：事業の全工程を最短時間で完了するために重要な作業経路

### 【留意事項】

設計変更にあたっては下記事項に留意し受注者へ指示する。

- (1) 当初設計の考え方や設計条件を再確認し、設計変更「協議」にあたる。
- (2) 当該工事での変更の必要性を明確にし、設計変更は契約約款第 19 条に基づき書面で行う。（規格及び変更対応の妥当性（別途発注ではないか）を明確にする。）
- (3) 設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。（詳細は p 19 参照。）
- (4) 設計変更通知書（以下、通知書という。）へ概算額の記載を行う。ただし、以下の事項を条件とする。
  - ① 受注者からの協議における変更の場合は受注者が見積書を提出した場合に、その見積書を参考にして通知書に記載する。
  - ② 受注者からの協議によらず発注者の指示による場合は、概算額を指示書に記載することとし、記載できない場合にはその理由を記載することとする。
  - ③ 記載する概算額は「参考値」であり、契約変更額を拘束するものではない。

## 通知書等への概算額の記載方法

設計変更を行うため、契約変更に先立って指示を行う場合は、通知書にその内容に伴う増減額の概算額を記載する。

ただし、受注者からの協議で変更する場合は、協議時点で受注者から見積書の提出を受けた場合に限る。

ここで記載する概算額は、「参考値」であり、契約変更額を拘束するものではない。

また、緊急的に行う場合または何らかの理由により概算額の算定に時間を要する場合があります、そのような場合は、「後日通知する」ことを添えて指示するものとする。

### 【発注者からの先行指示の場合】

- (1) 発注者から指示を行い、契約変更手続きを行う前に受注者へ作業を行わせる場合は、必ず書面（通知書等）で指示を行う。
- (2) 通知書には、変更内容による変更見込概算額を記載することとし、記載できない場合にはその理由を記載する。
- (3) 概算額については、類似する他工事の事例や設計業務等の成果、協会資料等を参考に記載することも可とする。また、記載した概算額の出典や算出条件等について明示する。
- (4) 概算額は、十万円単位を基本（十万円以下の場合は一万円単位）とする。（表示単位の下一桁を四捨五入する。）

### 【発注者と受注者の協議により変更する場合】

- (1) 発注者と受注者の協議に基づき、契約変更手続きを行う前に受注者へ作業を行わせる場合は、必ず書面（通知書等）にて指示を行う。
- (2) 通知書には、変更内容による変更見込概算額を記載する。
- (3) 概算額の明示について、協議時点で受注者から見積書の提示があった場合に、その見積書の妥当性を確認し、妥当であると判断されたときは、受注者の提示額である旨とその見積額を通知書に記載する。
- (4) 概算額は、十万円単位を基本（十万円以下の場合は一万円単位）とする。（表示単位の下一桁を四捨五入する。）

## (1) 契約約款第 18 条第 1 項に該当する場合の手続き

契約約款第 18 条第 1 項第 1 号から第 5 号に該当する各号の具体的事例を以下に示す。

### 図面と仕様書が一致しない場合（契約約款第 18 条第 1 項第 1 号）

受注者は、図面と仕様書等が一致しない場合、監督員に発見事項を通知し、当該事項の確認を発注者に請求する。

- 例) ア 図面と仕様書等の材料寸法、数量等の記載が一致しない場合。  
イ 平面図と断面図の寸法、材料名、仕様等の記載が一致しない場合。

### 設計図書に誤り又は脱漏がある場合（契約約款第 18 条第 1 項第 2 号）

受注者は、信義則<sup>\*</sup>上、設計図書が誤っていると思われる点を発注者に確認すべきであり、発注者は、それが本当に誤っている場合には設計図書を訂正する必要がある。また、設計図書に脱漏がある場合には、受注者としては、自分で勝手に補って施工を続けるのではなく、発注者に確認して、脱漏部分を訂正してもらう。

※信義則：当該具体的事情の下で、相互に相手方の信頼を裏切らないよう行動すべきであるという法側

- 例) ア 条件明示する必要があるにも関わらず、土質に関する一切の条件明示が無い場合。  
イ 条件明示する必要があるにも関わらず、地下水位に関する一切の条件明示が無い場合。  
ウ 条件明示する必要があるにも関わらず、交通誘導員についての条件明示が無い場合。

### 設計図書の表示が明確でない場合（契約約款第 18 条第 1 項第 3 号）

設計図書の表示が明確でないことは、表示が不十分、不正確、不明確で実際の工事施工にあたってどのように施工して良いか判断がつかない場合等のことである。この場合、受注者が勝手に判断して施工することは不適當である。

- 例) ア 土質柱状図は明示されているが、地下水位が不明確な場合。  
イ 水替工実施の記載はあるが、作業時若しくは常時排水等の運転条件等の明示が無い場合。

設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合（契約約款第 18 条第 1 項第 4 号）

自然的条件とは、掘削する地山の高さ、埋め立てるべき水面の深さ等の地表面の凹凸等の形状、地質、湧水の有無又は量、地下水の水位、立木等の除去すべきものの有無等がある。

人為的な施工条件とは、地下埋設物、地下工作物、土取（捨）場、工事用道路、通行道路、橋梁の補修履歴、工事に関する法令等がある。

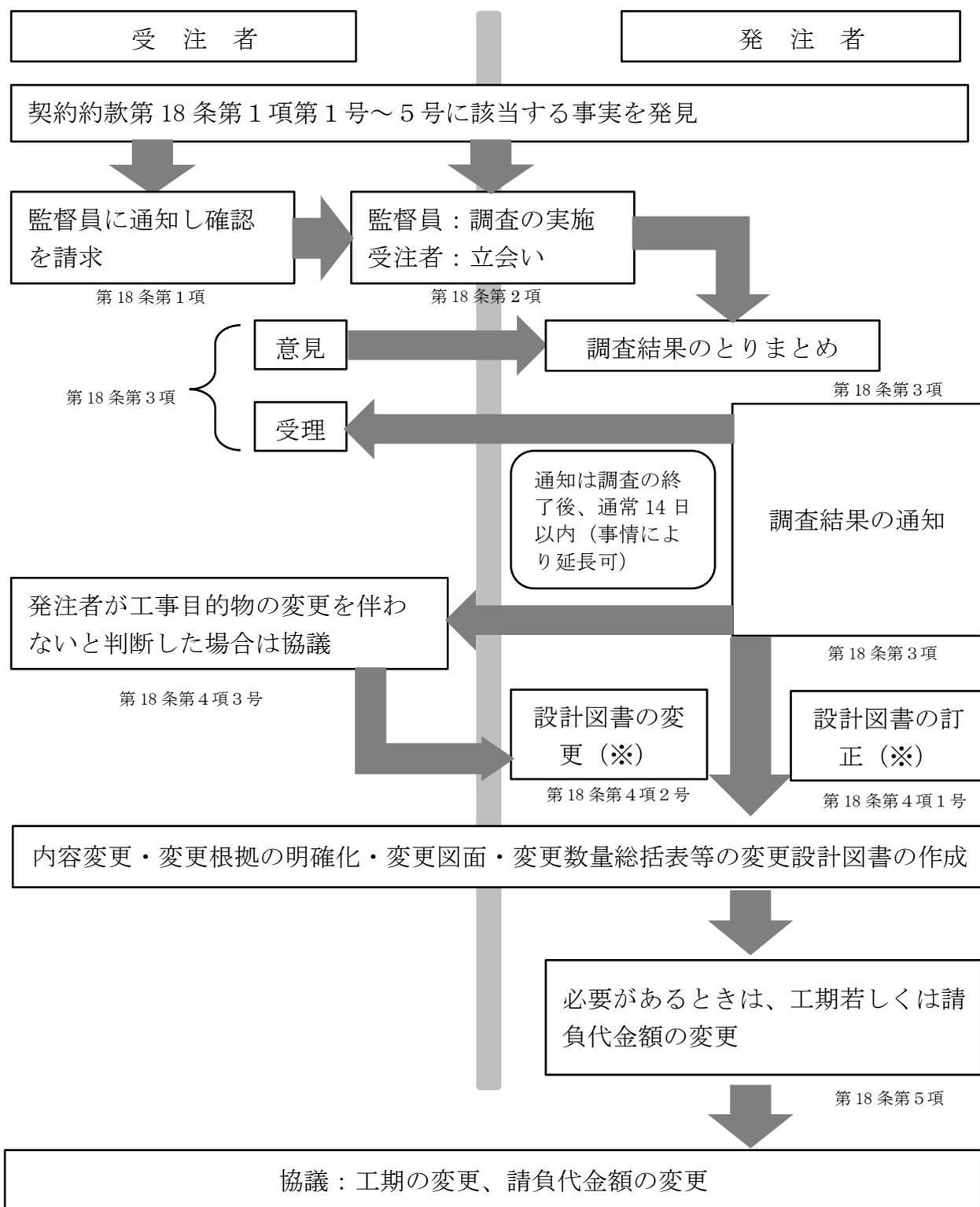
- 例) ア 設計図書に明示された土質が現地条件と一致しない場合。  
イ 設計図書に明示された地下水位が現地条件と一致しない場合。  
ウ 設計図書に明示された交通誘導員の人数等が規制図と一致しない場合。  
エ 橋梁保全工事において、設計図書に明示された構造物の状態が実物と一致しない場合。  
オ 前頁の手続きにより行った設計図書の訂正・変更で、現地条件と一致しない場合。  
カ その他新たな制約等が発生した場合。

予期することの出来ない特別な状態が生じた場合（契約約款第 18 条第 1 項第 5 号）

設計図書に施工条件として明示されていないが、工事实施の前提となる事項について、契約締結後に予期することの出来ない特別な状態が生じた場合は、受注者は発注者に発生事項を通知し、当該事実の確認を請求する。

- 例) ア 施工中に記載のない地中障害物が見つかり、撤去が必要となった場合。  
イ 施工中に記載のない埋蔵文化財が見つかり、調査が必要となった場合。  
ウ 工事範囲の一部に軟弱地盤が見つかり、地盤改良が必要となった場合。

契約約款第 18 条第 1 項に該当する場合のフロー図



※訂正：契約約款第 18 条第 1 項第 1 号から 3 号に該当する場合  
変更：契約約款第 18 条第 1 項第 4 号、5 号に該当する場合

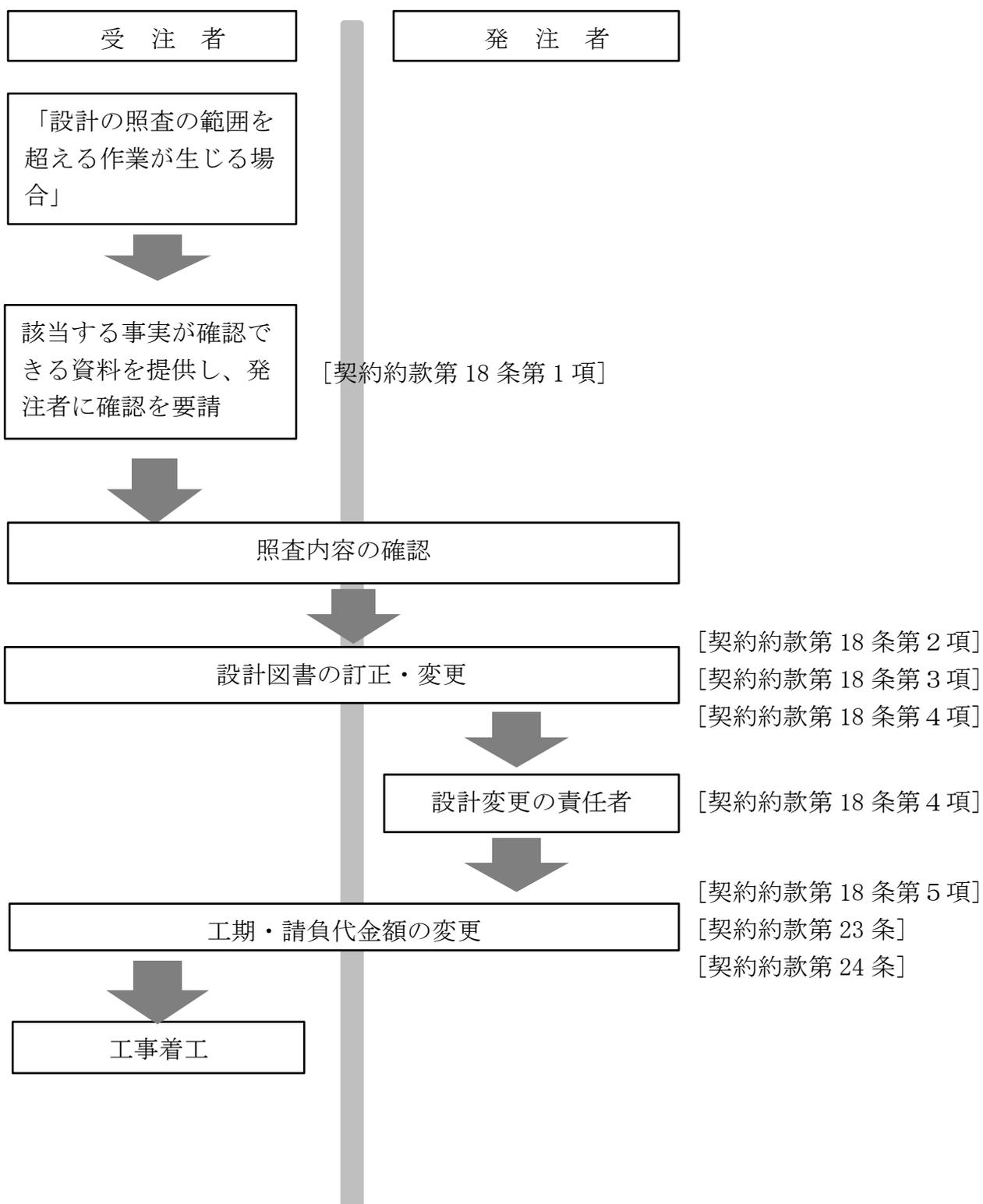
## (2) 「設計図書の照査」の範囲を超えるもの

「設計図書の照査の範囲を超える作業」として想定される具体例を以下に示す。

- ① 現地測量の結果、横断図を新たに作成する必要があるもの、又は横断計画の見直しを伴う横断図の再作成が必要となるもの。
- ② 施工の段階で判明した推定岩盤線の変更に伴う横断図の再作成が必要となるもの。ただし、当初横断図の推定岩盤線の変更は「設計図書の照査」に含まれる。
- ③ 現地測量の結果、排水路計画を新たに作成する必要があるもの。又は土工の縦横断計画の見直しが必要となるもの。
- ④ 構造物の位置や計画高さ、延長が変更となり、構造計算の再計算が必要となるもの。
- ⑤ 構造物の載荷高さが変更となり、構造計算の再計算が必要となるもの。
- ⑥ 現地測量の結果、構造物のタイプが変更となるもの（標準設計で修正可能なものであっても照査の範囲を超えるものとして扱う。）。
- ⑦ 構造物の構造計算書の計算結果が設計図と違う場合の構造計算の再計算及び図面作成が必要となるもの。
- ⑧ 基礎杭が試験杭等により変更となる場合の構造計算及び図面作成。
- ⑨ 土留め等の構造計算において現地条件や施工条件が異なる場合の構造図面作成。
- ⑩ 「設計要領」・「各種示方書」等との対比設計。
- ⑪ 構造物の応力計算書の計算入力条件の確認や構造物の応力計算を伴う照査。
- ⑫ 設計根拠まで遡る見直し、必要とする工費の算出。
- ⑬ 舗装修繕工事の縦横断設計（当初の設計図書において縦横断図面が示されており、その修正を行う場合とする。なお、設計図書で縦横断図が示されておらず土木工事共通仕様書「3-2-6-15路面切削工」「3-2-6-17オーバーレイ工」「3-2-6-18アスファルト舗装切削工」等に該当し縦横断設計を行うものは設計照査に含まれる。）

※ 適正な設計図書に基づく数量の算出及び完成図については、受注者の費用負担によるものとする。

設計の照査の範囲を超える作業が生じる場合のフロー図



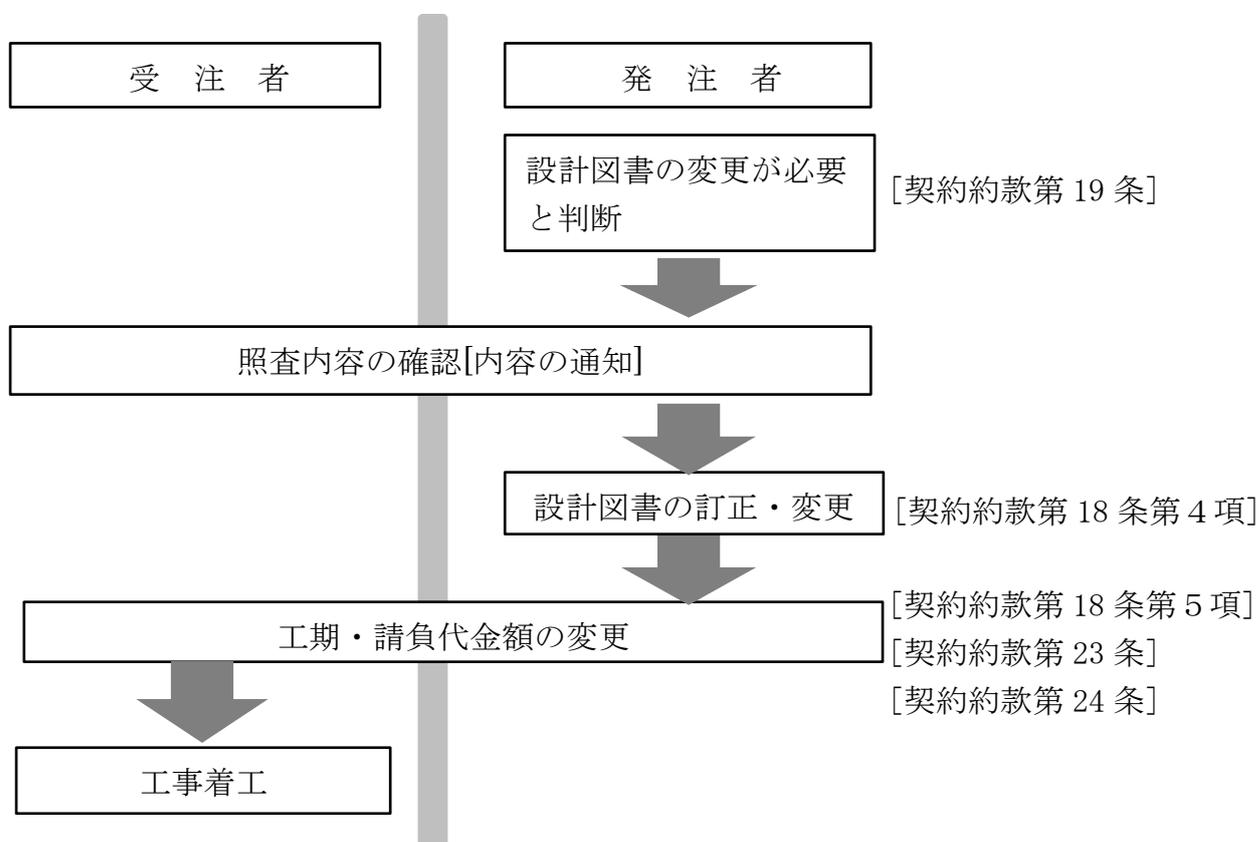
### (3) 発注者が変更を必要と認める場合

(契約約款第 19 条)

発注者は、住民要望や周辺環境等の与条件を検討した上で、工事を発注しているが、工事着手までの状況変化で設計図書を変更する必要があると認めるときは変更内容を受注者に通知し設計図書を変更することができる。

- 例) ア 地元調整の結果、施工範囲、施工時間、施工期間を変更する場合。  
イ 同時に施工する必要がある工種が判明し、その工種を追加する場合。  
ウ 警察・河川・鉄道等の管理者、電力、ガス等の事業者、消防署等との協議で施工内容の変更、工事の追加をする場合。  
エ 当初設計で指定していた建設副産物の処分先を変更する場合。  
オ 使用材料を変更する場合。  
カ 関連する工事の影響で施工条件が変わったため、施工内容を変更する場合。  
キ 隣接工事との調整で、交通誘導警備員の人数を変更する場合。

発注者が変更を必要と認める場合のフロー図



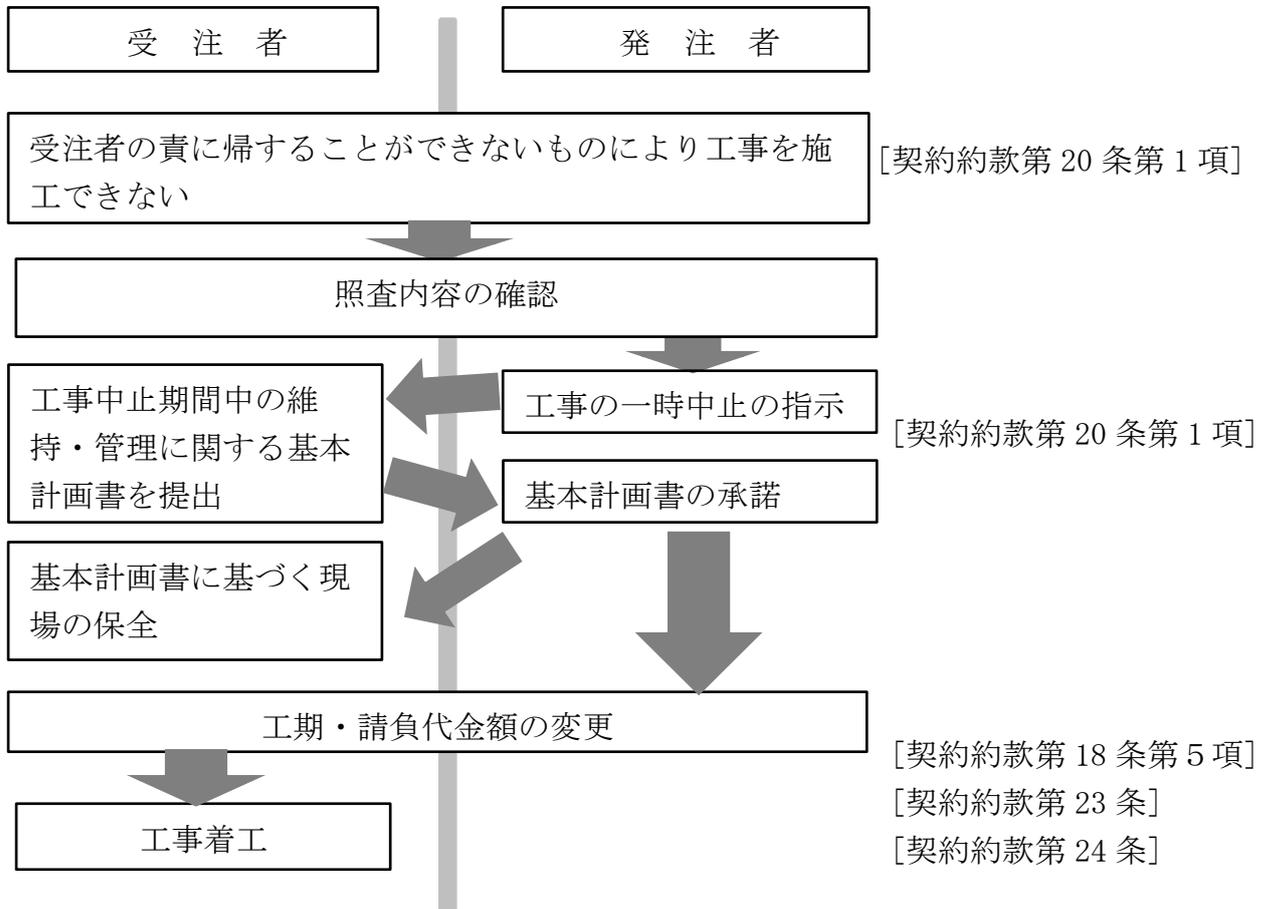
## (4) 工事中止の場合

### (契約約款第 20 条)

受注者の責に帰することができないものにより、工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められる場合、契約約款第 20 条に基づき、工事を一時中止させなければならない。

- 例) ア 設計図書に工事着手時期が定められた場合、その期日までに受注者の責によらず施工できない場合。  
イ 警察、河川・鉄道監理者等の管理者間協議が未了の場合。  
ウ 管理者協議の結果、施工できない期間が設定された場合。  
エ 受注者の責によらない何らかのトラブル(地元調整等)が生じた場合。  
オ 設計図書に定められた期日までに詳細設計が未了のため、施工できない場合。  
カ 予見できない事態が発生した(地中障害物の発見等)場合。  
キ 工事用地の確保ができない等のため工事を施工できない場合。

工事を一時中止する必要がある場合のフロー図



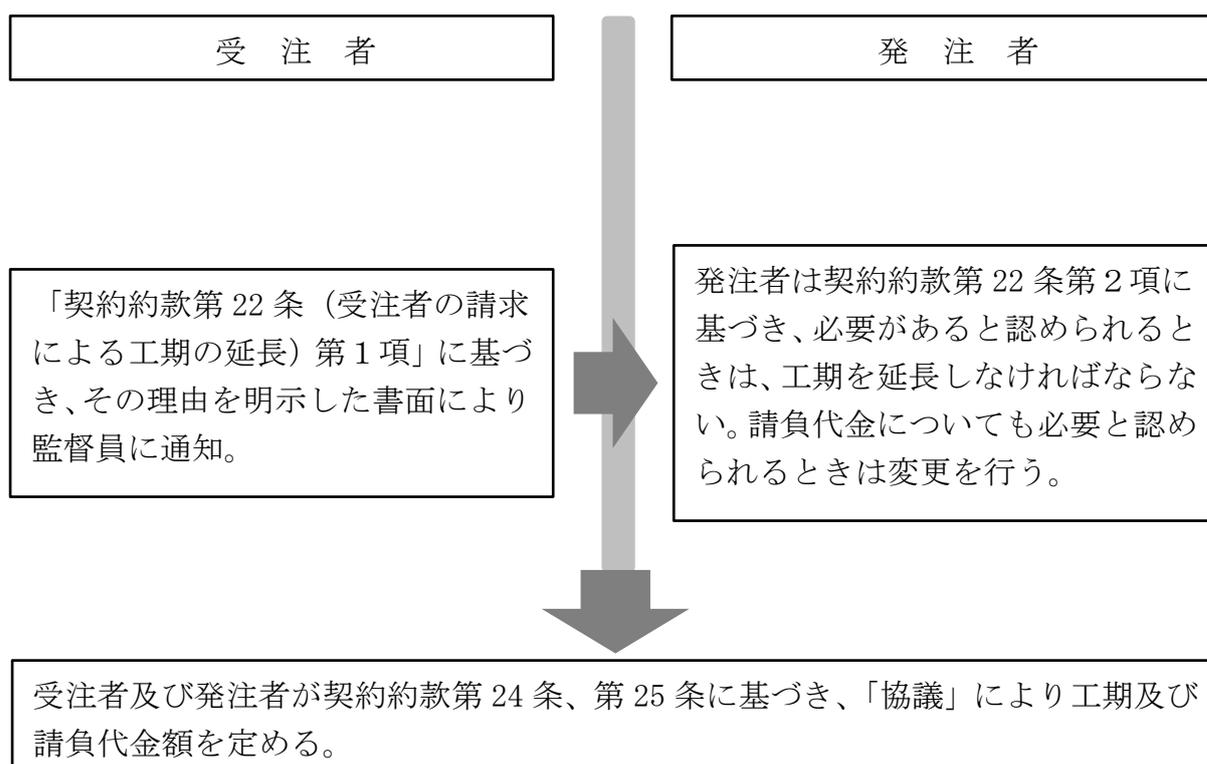
## (5) 受注者からの請求による工期の延長

### (契約約款第 22 条)

受注者は、天候の不良、関連工事の調整協力、その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができない場合は、発注者へその理由を明示した書面により工期延長変更を請求することができる。

- 例) ア 天候不良の日が例年に比べ多いと判断でき、工期の延長が生じた場合。  
イ 設計図書に明示された関連工事との調整に変更があり、工期の延長が生じた場合。  
ウ その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期の延長が生じた場合。

受注者からの請求による工期の延長の場合のフロー図



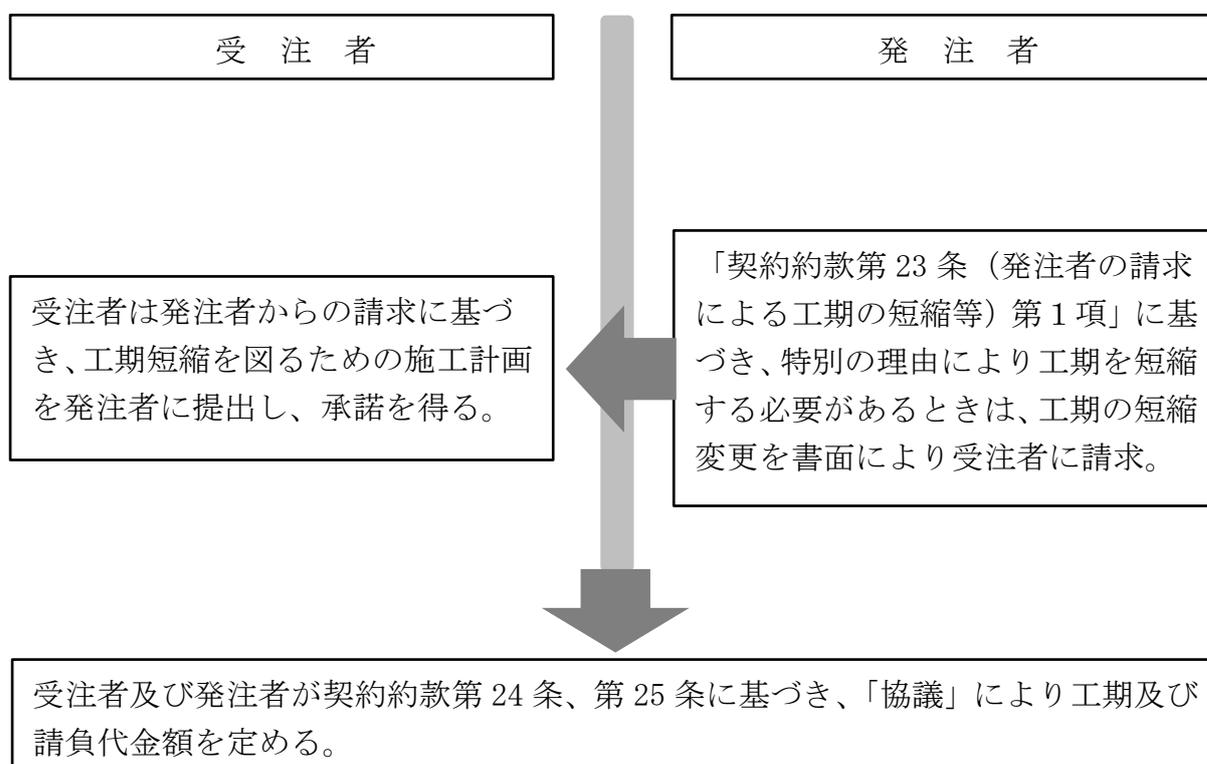
## (6) 発注者の請求による工期の短縮

### (契約約款第 23 条)

発注者は、特別な理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に書面にて請求することができる。

- 例) ア 工事一時中止に伴い工期延長が予想され、工期短縮が必要な場合。  
イ 関連工事等の影響により、工期短縮が必要な場合。  
ウ その他の事由（地元調整、関連機関調整等）により工期短縮が必要な場合。

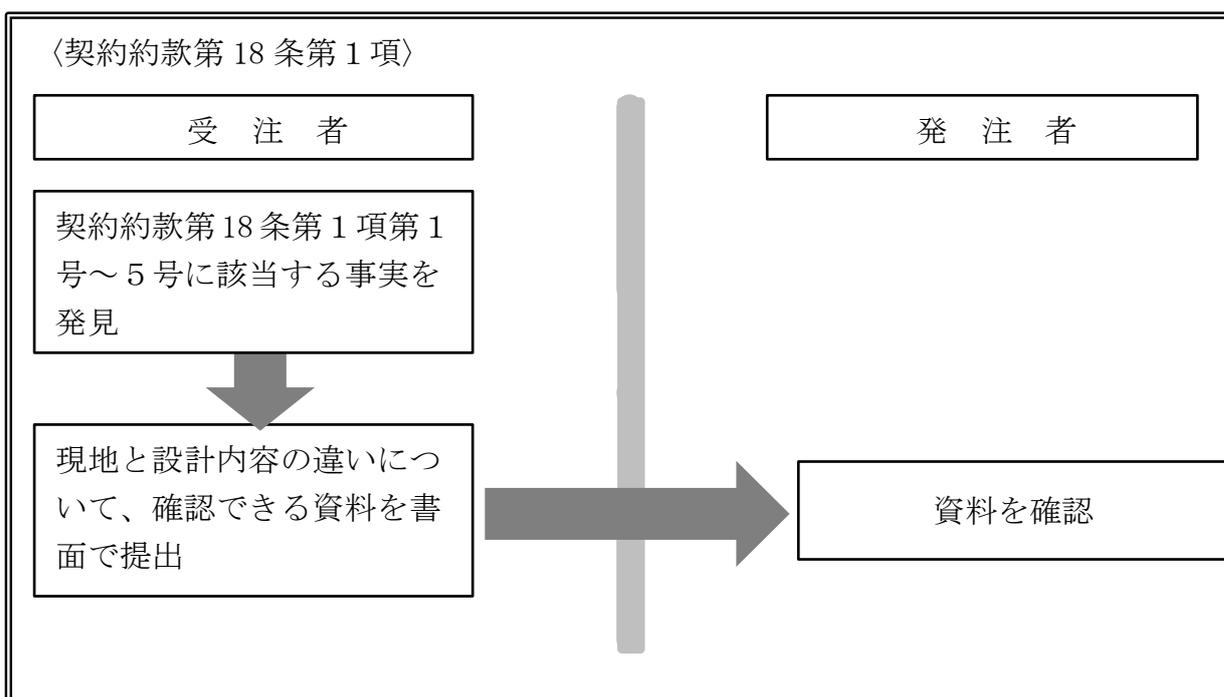
発注者の請求による工期の短縮の場合のフロー図



## 5 設計変更に関する資料の作成

### (1) 設計照査に必要な資料作成

受注者は当初設計等に対して契約約款第 18 条第 1 項に該当する事実が発見された場合、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、これらの資料作成に必要な費用については契約変更の対象としない。



### (2) 設計変更に必要な資料作成

契約約款第 18 条第 1 項に基づき設計変更するために必要な資料の作成については工事請負契約書第 18 条第 4 項に基づき発注者が行うものであるが、受注者に行わせる場合は、以下の手続きによる。

- ① 設計照査に基づき設計変更が必要な内容については、受発注者間で確認する。
- ② 設計変更するために必要な資料の作成について書面により協議し、合意を図った後、発注者が具体的な指示を行うものとする。
- ③ 発注者は、書面による指示に基づき受注者が設計変更に関し作成した資料を確認する。
- ④ 書面による指示に基づいた設計変更に関する資料の作成業務については、契約変更の対象とする。

## 6 設計変更に伴う適正な措置

設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うことが最も望ましいが、事務手続きに時間と労力を要することから次のとおり行うものとする。

### (1) 設計変更に伴う契約変更手続きをその都度行うもの

- ① 構造、工法、位置、断面等の変更で重要なもの
- ② 原則、新工法に係るもの
- ③ 設計変更が予定されるもので、その変更見込み金額又はこれまでの変更見込み金額の合計額が請負代金額（当初）の20%を超えるもの

### (2) 軽微な設計変更に伴うもので、工期末の契約変更で足りるもの

上記（1）以外のもの。

なお、設計変更による通知等はその都度行う。

## 7 条件明示について

施工条件は、契約条件となるものであることから、設計図書の中で明示するものとする。また、明示された条件に変更が生じた場合は、契約図書の関連する条項に基づき、適正に対応するものとする。

なお、条件明示等に不足が生じないよう、又、記載漏れがないようチェックすること。

明示項目	明示事項
工程関係	<ol style="list-style-type: none"><li>1 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期。</li><li>2 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法。</li><li>3 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込時期。</li><li>4 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲。</li><li>5 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期。</li><li>6 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間。</li><li>7 設計工程上見込んである休日日数等作業不能日数。</li></ol>
用地関係	<ol style="list-style-type: none"><li>1 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期。</li><li>2 工事用地等の使用終了後における復旧内容</li><li>3 工事用仮設道路・資機材置場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。</li></ol>

明示項目	明示事項
公害関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉じん、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容。</li> <li>2 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間。</li> <li>3 濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等）。</li> <li>4 工事の施工に伴い発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等。</li> </ol>
安全対策関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間。</li> <li>2 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容。</li> <li>3 落石、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容。</li> <li>4 交通誘導員、発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容。</li> <li>5 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容。</li> </ol>
工事用道路関連	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 一般道路を搬入路として使用する場合 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等。</li> <li>(2) 搬入路の使用後及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容。</li> </ol> </li> <li>2 仮道路を設置する場合 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容、期間。</li> <li>(2) 仮道路の工事終了後の処置（残置又は撤去）。</li> <li>(3) 仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容。</li> </ol> </li> </ol>
仮設備関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等。</li> <li>2 仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法。</li> <li>3 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容。</li> </ol>

明示項目	明示事項
建設副産物関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの距離、時間等の処分及び保管条件。</li> <li>2 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容。</li> <li>3 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場等の処理条件。なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件。</li> </ol>
工事支障物件等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地上、地下等の占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等。</li> <li>2 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等。</li> </ol>
薬液注入関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等。</li> <li>2 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容。</li> </ol>
その他	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管および仮置き場所、期間、保管方法等。</li> <li>2 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引渡場所等。</li> <li>3 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等。</li> <li>4 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容。</li> <li>5 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件。</li> <li>6 工事用電力等を指定する場合は、その内容。</li> <li>7 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容。</li> <li>8 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用期間。</li> <li>9 給水の必要がある場合は、取水箇所・方法等。</li> </ol>

## 8 指定・任意の使い分け

### 【基本事項】

指定・任意については、工事請負契約書第1条第3項に定められているとおり、適切に扱う必要がある。

- (1) 任意については、その仮設、施工方法の一切の手段の選択は受注者の責任で行う。
- (2) 任意については、その仮設、施工方法に変更があっても原則として設計変更の対象としない。
- (3) 指定・任意ともに当初積算時の想定と現地条件が異なることによる変更は行う。

### 【留意事項】

指定・任意の使い分けについては下記事項に留意する。

- (1) 仮設・施工方法等には、指定と任意があり、発注においては、指定と任意の部分を明確にする必要がある。
- (2) 発注者（監督者）は、任意の主旨を踏まえ、適切な対応をするよう注意が必要。

※任意における下記のような対応は不適切

- ・〇〇工法で積算しているので「〇〇工法以外での施工は不可」との対応。
- ・標準歩掛ではバックホウで施工となっているので「クラムシェルでの施工は不可」との対応。
- ・新技術の活用について受注者から申し出があった場合に「積算上の工法で施工」するよう対応。

ただし、任意であっても、当初積算時の条件と現地条件に変更がある場合は、設計変更を行う。

## 発注者の指定事項以外は受注者の裁量の範囲

### 自主施工の原則

契約約款第1条第3項により、設計図書に指定されていなければ、工事実施の手段、仮設物等は受注者の裁量の範囲。

### 契約約款第1条第3項

仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（「施工方法等」という。以下同じ。）については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

## 【「指定」・「任意」の考え方】

	「指定」	「任意」
設計図書	施工方法等について具体的に指定する。	施工方法等について具体的に指定しない。
施工方法等の変更	発注者の指示又は承諾が必要。	変更にあたって発注者の指示は必要ない（施工計画書等の修正、提出は必要）。
施工方法等の変更がある場合の設計変更	設計変更の対象とする。	設計変更の対象としない。
条件明示の変更に対応した設計変更	設計変更の対象とする。	設計変更の対象とする。
その他	〈指定仮設とすべき事項〉 <ul style="list-style-type: none"> <li>・河川堤防と同等の機能を有する仮締切のある場合。</li> <li>・仮設構造物を一般交通に供する場合。</li> <li>・関係官公署との協議により制約条件のある場合。</li> <li>・特許工法又は特殊工法を採用する場合。</li> <li>・その他、第三者に特に配慮する必要がある場合。</li> <li>・他工事等に使用するため、工事完成後も存置される必要のある仮設。</li> </ul>	